

平成30年5月24日

平成30年度耶馬溪地区景観美化活動の 公募について

～河川の景観美化や河川愛護の啓発活動等～

山国川河川事務所が管理する山国川水系直轄管理区間における景観美化活動を通じて河川愛護に関する啓発を図ることを目的に一定の参加資格を有する団体を公募し、契約締結を行うこととしました。

応募の期限は、平成30年6月6日（水）です。

技術資料等説明資料の交付は平成30年5月24日（木）9時30分より、ダム管理課（耶馬溪ダム）で行います。

- ◆ 国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所 ダム管理課
〒871-0405 大分県中津市耶馬溪町大字柿坂1806-6
<http://www.qsr.mlit.go.jp/yamakuni/index.html>

問い合わせ

九州地方整備局 山国川河川事務所

ダム管理課 専門官 中嶋 将之（内線6130）

（TEL）0979-54-3136

公 告

(山国川河川事務所管内における平成 30 年度耶馬溪地区景観美化活動委託について)

次のとおり公告します。

平成 30 年 5 月 24 日

国土交通省九州地方整備局
山国川河川事務所長 鹿毛 英樹

1. 公告の概要等

(1) 公告の目的

河川法第 9 9 条に基づき、山国川河川事務所が管理する山国川水系山国川直轄区間 (25k000～26k400) における平成 30 年度耶馬溪地区景観美化活動の委託に関し、実施団体を定めることを目的とする。

(2) 委託区間

本委託区間は、山国川水系山国川 (25k000～26k400) であり、要件を満たす全ての団体と契約締結するものとする。

(3) 委託期間 平成 30 年 6 月 21 日 (予定) ～ 平成 30 年 11 月 15 日

(4) 本委託を契約する団体については、2. に示す参加資格要件を有することを証明する資料をもって審査し選定する。

その後、山国川河川事務所において委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

(5) 参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託区間を区分するものとする。

2. 参加資格要件

次の各号に該当するものとする。

(1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第 9 9 条第 1 項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。ただし、以下の (3) を満たす者であること。

(3) 当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

3. 本委託契約に関する手続等

(1) 担当部局

〒 8 7 1 - 0 4 0 5 大分県中津市耶馬溪町大字柿坂 1 8 0 6 - 6

(電話 0 9 7 9 - 5 4 - 3 1 3 6 (直通))

国土交通省九州地方整備局 山国川河川事務所

担当 : ダム管理課 専門官 中嶋 将之 (内線 6 1 3 0)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間 : 平成 30 年 5 月 24 日 (木) から平成 30 年 6 月 6 日 (水) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 30 分から 17 時 00 分まで。

② 交付場所 : 〒 8 7 1 - 0 4 0 5 大分県中津市耶馬溪町柿坂 1 8 0 6 - 6

国土交通省九州地方整備局 山国川河川事務所ダム管理課内

③ 交付方法：手渡しにより交付する。

(3) 委託締結にかかる参加資格確認のための申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成30年5月25日（金）から平成30年6月6日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3.(1)に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4. その他

(1) 技術資料の作成要領、委託契約締結団体の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。